

# 声 明

広島生存権裁判・広島地裁判決について

2023（令和5）年10月2日

広島生存権裁判原告団・弁護団

広島生活保護裁判を支援する会

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、広島地方裁判所民事第2部（大浜寿美裁判長）は、広島生存権裁判において、「生活保護基準引下げ処分を取り消す」という原告らの請求を認容する判決を言い渡した。

本裁判は、広島県内の生活保護利用者63名（提訴時）が、広島市、尾道市、呉市、東広島市、福山市、府中町を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消等を求めた裁判である。

全国29地裁で提起された同種訴訟では、生活保護基準引下げ処分の取消しを認容した判決は、大阪地裁、熊本地裁、東京地裁、横浜地裁、宮崎地裁、青森地裁、和歌山地裁、奈良地裁、さいたま地裁、千葉地裁、静岡地裁に続き12例目である。

本判決では、「デフレ調整」について、専門技術的な評価、検証を行った上で生活保護改定率を定める必要があったが、これを経ずになされたデフレ調整による改定率を決定した厚生労働大臣の判断過程及び手続に瑕疵があると判断した。

本判決は、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量権の逸脱・濫用を認めた。憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する勝訴判決である。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と連動しており、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性を明らかにした。

私たちは、被告らに対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

以上